ジェトロ農林水産物・食品輸出協力企業リスト 登録要領

1. 登録資格要件

- (1) 日本で登記された法人であること
- (2) 過去に行政処分・指導、刑事罰を受けていないこと (係 争中を含む)
- (3) 第3者と紛争中又は係争中でないこと
- (4) 反社会的勢力、またはこれに類似する法人ではないこと
- (5) 公序良俗に反する業務を行っていないこと
- (6) 登録要領の内容を理解し承諾していること
- (7) 過去にジェトロ事業への参加実績のある場合、参加姿勢、 事務手続きなどに重大な問題を起こしていないこと
- (8) 過去1年に農林水産物・食品の輸出実績があること ※輸出商社での掲載を希望する場合
- (9) 事業者に対して、会費等の初期費用を請求するビジネスモデルをとる場合は、その旨、登録フォームに記載があること
- (10) 農林水産・食品事業者等からの問い合わせに対し、外部機 関等の支援によらず、自ら主体的に対応を行える体制があ ること

2. 登録後の条件

- (1) 本リストを参照した農林水産・食品事業者等からの輸出取引 に関する問い合わせに対し、適切な対応を行うこと
- (2) 登録情報に変更等が生じた際には速やかにジェトロに連絡 すること
- (3) ジェトロからの求めに応じて登録情報の更新を行うこと(年 1 回を目処に更新を行います)
- (4) ジェトロ事業改善等のためのアンケート・ヒアリングに協力すること
- (5) ジェトロの名称を使用し、ジェトロの社会的評価・信用を毀損 し、又は毀損するおそれのある行為を行わないこと

3. リストの活用方法

- (1) ジェトロは登録フォームを元に「ジェトロ農林水産物・食品輸出協力企業リスト」を作成し、記入された項目をジェトロウェブサイトに掲載します。
- (2) 実際の取引条件等の交渉は直接当事者間で行っていただきます。

4. 登録の取り消し

ジェトロは以下の場合には、登録を取り消すことができるものとします。

- (1) 登録企業から登録取消しの申し出があったとき
- (2) 登録企業が1. の資格要件を満たしていないことが判明した場合
- (3) 登録企業が2. の登録後の条件を満たしていないとジェトロが判断したとき
- (4) 登録企業が法令、社会常識に反する行為を行っているとジェトロが判断したとき
- (5) その他ジェトロが必要と認めた場合

5. 注意事項

- (1) 本リストは、あくまで情報を整理し、事業者に情報提供する場をジェトロが設けるものです。輸出希望者の意志でリスト掲載の各社に照会、コンタクトをとるため、リストに登録されていても、輸出希望者からの取引が必ず寄せられることを保証するものではありません。
- (2) 本掲載に関連して、ジェトロは登録企業に対して何らの 報酬を支払うものではありません。
- (3) 登録フォームには漏れなく正確に記載ください。内容に 不備がある場合は受理することができません。
- (4) 登録可否については別途文書にてお知らせします(不 登録の場合の理由等は開示しません)。
- (5) 本リスト登録について自社の広報資料等で公表する場合は、「ジェトロ農林水産物・食品輸出協力企業リスト登録企業」とし、それ以外の名称を用いないでください。

6. 免責事項

本リストへの登録に関して生じたいかなる損害に対して、ジェトロは一切の責任を負いません。

本登録要領に同恵のうス「シェト」	2農林	水産物	• 食
品輸出協力企業リスト」登録フォームを提出します。			
	年	月	日
会社名:			
所在地:			
責任者役職・氏名:			
		印	

1